

洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設の指定について

水防法第 14 条において、洪水予報河川である二級河川境川の浸水想定区域が指定されており、この区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設の内、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設を指定し、地域防災計画に記載する必要があります。

令和 2 年 4 月に二級河川境川の浸水想定区域が見直され、この区域内にある洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる下記施設について、指定をし、地域防災計画に掲載するものです。

○ 二級河川境川浸水想定区域における要配慮者利用施設

番号	施設の名称	所在地	施設区分
1	ファミリーハウス「とんと」森岡	森岡字前田 16 番地の 1	社会福祉施設
2	E a s t B a y	緒川字旭 21 番地の 2	社会福祉施設

※想定深水深が 0.5m 未満及び医療施設のうち、外来施設は除く。